

白川村行政視察等受入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村が行政視察等(以下「視察」という。)を受け入れる際の費用徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の受付及び受入れに関する事務は、当該視察の目的事項を所管する課等(以下「所管課」という。)が行う。

(申請)

第3条 視察を希望する者(以下「視察者」という。)は、行政視察等申請書(別記様式第1号)を村長に提出するものとする。

(受付等)

第4条 所管課は、前条の申請を受けたときは、受入れの可否について行政視察等決定通知書(様式第2号)により、視察者に通知するものとする。

2 所管課は、視察者が円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(行政視察等負担金の徴収)

第5条 村は、視察費として、1件(5人以下)につき10,000円を行政視察等負担金として徴収するものとし、視察者が5人を超える場合にあっては、1人につき1,000円を加算した金額を徴収するものとする。

2 前項に規定する行政視察等負担金については、村が発行する納入通知書又は請求書により徴収する。

(減額又は免除)

第6条 村長が特に必要と認めるときは、行政視察等負担金を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、視察に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。